

国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野 丈夫

国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会規程の一部を改正する規程

国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会規程（平成16年旭医大達第2号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 評議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 中期目標についての意見に関する事項（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。ただし、経営に関する部分を除く。）</p> <p>(2) 中期計画に関する事項（経営に関する部分を除く。）</p> <p>(3)~(9) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 評議会は、次に掲げる評議員をもって組織する。</p>	<p>(略)</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 評議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 中期目標についての意見に関する事項（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。ただし、経営に関する部分を除く。）</p> <p>(2) 中期計画<u>及び年度計画</u>に関する事項（経営に関する部分を除く。）</p> <p>(3)~(9) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 評議会は、次に掲げる評議員をもって組織する。</p>

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 図書館長
- (5) 学科長 (新設)

(6) 次に掲げる部局の各教員会議が選出する当該教員会議の教授

- イ 基礎医学 1人
- ロ 臨床医学 1人
- ハ 看護学科 1人
- ニ 一般教育 1人

2 前項に掲げる評議員のほか、学長は、次に掲げる職員のうちから評議員を指名することができる。

(1) 国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則(平成16年旭医大達第148号)第26条から第27条までに規定する組織の教授

(2) その他の職員

(任期)

第4条 前条第1項第6号及び第2項の評議員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、当該評議員を任命した学長の任期の範囲内とする。

2 前項の評議員に欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(略)

附 則

この規程は、令和4年2月9日から施行する。ただし、第2条第2号の規定は、令和4年4月1日から施行する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 図書館長

(5) 次に掲げる部局の各教員会議が選出する当該教員会議の教授

- イ 基礎医学 1人
- ロ 臨床医学 1人
- ハ 看護学科 1人
- ニ 一般教育 1人

2 前項に掲げる評議員のほか、学長は、次に掲げる職員のうちから評議員を指名することができる。

(1) 国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則(平成16年旭医大達第148号)第26条から第27条までに規定する組織の教授

(2) その他の職員

(任期)

第4条 前条第1項第5号及び第2項の評議員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、当該評議員を任命した学長の任期の範囲内とする。

2 前項の評議員に欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(略)

【改正理由】

国立大学法人法の改正により年度計画が廃止されること及び評議会の構成員に学科長を追加することに伴い、所要の改正を行うものである。